

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																		
1	<p>(費用の徴収)</p> <p>第23条 広域振興局又は地方振興局の長（法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用の場合にあっては、福祉総合相談センター所長又は児童相談所長。以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる措置に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。</p> <p>(1) 法第22条及び第23条本文並びに第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置 別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第20条に規定する措置 別表第2に定める額</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額（扶養義務者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分</th> <th>入所施設</th> <th>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層区分</td> <td>定義</td> <td>徴収額（月額）</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設	階層区分	定義	徴収額（月額）	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	[略]	<p>(費用の徴収)</p> <p>第23条 広域振興局又は地方振興局の長（法第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置に要する費用の場合にあっては、福祉総合相談センター所長又は児童相談所長。以下「広域振興局長等」という。）は、法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、次の各号に掲げる措置に要する費用について、当該各号に定める額を徴収しなければならない。</p> <p>(1) 法第22条第1項及び第23条第1項本文並びに第27条第1項第3号及び同条第2項に規定する措置 別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第20条第1項に規定する措置 別表第2に定める額</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額（本人又は扶養義務者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分</th> <th>入所施設</th> <th>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層区分</td> <td>定義</td> <td>徴収額（月額）</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設	階層区分	定義	徴収額（月額）	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付	[略]
各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設																		
階層区分	定義	徴収額（月額）																		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	[略]																		
各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設																		
階層区分	定義	徴収額（月額）																		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付	[略]																		

[略]			
D ₁	[略]	30,000 円 以下	[略]
D ₂		30,001 円 から 80,000 円 まで	
D ₃		80,001円 から 140,000 円まで	
D ₄		140,001 円から 280,000 円まで	
D ₅		280,001 円から 500,000 円まで	
D ₆		500,001 円から 800,000 円まで	
D ₇		800,001 円から 1,160,000 円まで	
D ₈		1,160,001 円から 1,650,000 円まで	
D ₉		1,650,001 円から 2,260,000 円まで	
D ₁₀		2,260,001 円から 3,000,000 円まで	

を受けている世帯			
[略]			
D ₁	[略]	15,000 円 以下	[略]
D ₂		15,001円 から 40,000 円 まで	
D ₃		40,001円 から 70,000円 まで	
D ₄		70,001円 から 183,000 円まで	
D ₅		183,001 円から 403,000 円まで	
D ₆		403,001 円から 703,000 円まで	
D ₇		703,001 円から 1,078,000 円まで	
D ₈		1,078,001 円から 1,632,000 円まで	
D ₉		1,632,001 円から 2,303,000 円まで	
D ₁₀		2,303,001 円から 3,117,000 円まで	

D ₁₁	3,000,001
	円から 3,960,000 円まで
D ₁₂	3,960,001
	円から 5,030,000 円まで
D ₁₃	5,030,001
	円から 6,270,000 円まで
D ₁₄	6,270,001 円以上

備考1 [略]

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～6 [略]

7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童

D ₁₁	3,117,001
	円から 4,173,000 円まで
D ₁₂	4,173,001
	円から 5,334,000 円まで
D ₁₃	5,334,001
	円から 6,674,000 円まで
D ₁₄	6,674,001 円以上

備考1 [略]

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～6 [略]

7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童

等（児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置が採られた者をいう。以下同じ。）の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額（当該世帯における入所施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに同項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児（以下「施設入所児童等」という。）に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるもの又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収額であるものにあつては、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、同項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるものにあつては、児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成19年岩手県規則第1号）による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額は0円とする。

施設入所児童等に係る徴収額＋施設入所児童等に係る徴収額×0.1×（当該世帯における施設入所児童等の人数－1）

等（児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置が採られた者をいう。以下同じ。）の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童について障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額（当該世帯における入所施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児（以下「施設入所児童等」という。）に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるもの又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収額であるものにあつては、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、同項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるものにあつては、児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成20年岩手県規則第1号）による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額は0円とする。

施設入所児童等に係る徴収額＋施設入所児童等に係る徴収額×0.1×（当該世帯における施設入所児童等の人数－1）

用については、その出産一時金の額に、Bの階層にあっては20パーセント、Cの階層にあっては30パーセント、Dの階層のうち所得税の額が16,800円までの階層にあっては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表に定める額に加えるものとし、この表に定める額は、その入所の措置がとられた日から解除される日までの期間に係る額とみなす。

9・10 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額			
世帯の階層区分		療育の給付	
階層区分	定義	徴収額 (月額)	加算額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	[略]	
[略]			
D ₁	[略] <u>4,800円</u> 以下	[略]	
D ₂	[略] <u>4,801円</u> から <u>9,600円</u> まで	[略]	
D ₃	[略] <u>9,601円</u> から <u>16,800円</u> まで	[略]	
D ₄	[略] <u>16,801円</u> から <u>24,000円</u> まで	[略]	
D ₅	[略] <u>24,001円</u> から <u>32,400円</u> まで	[略]	
D ₆	[略] <u>32,401円</u> から <u>42,000円</u> まで	[略]	
D ₇	[略] <u>42,001円</u> から <u>92,400円</u> まで	[略]	
D ₈	[略] <u>92,401円</u> から <u>120,000円</u> まで	[略]	
D ₉	[略] <u>120,001円</u> から <u>156,000円</u>	[略]	

用については、その出産一時金の額に、Bの階層にあっては20パーセント、Cの階層にあっては30パーセント、Dの階層のうち所得税の額が8,400円までの階層にあっては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表に定める額に加えるものとし、この表に定める額は、その入所の措置がとられた日から解除される日までの期間に係る額とみなす。

9・10 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額			
世帯の階層区分		療育の給付	
階層区分	定義	徴収額 (月額)	加算額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） <u>及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯</u>	[略]	
[略]			
D ₁	[略] <u>2,400円</u> 以下	[略]	
D ₂	[略] <u>2,401円</u> から <u>4,800円</u> まで	[略]	
D ₃	[略] <u>4,801円</u> から <u>8,400円</u> まで	[略]	
D ₄	[略] <u>8,401円</u> から <u>12,000円</u> まで	[略]	
D ₅	[略] <u>12,001円</u> から <u>16,200円</u> まで	[略]	
D ₆	[略] <u>16,201円</u> から <u>21,000円</u> まで	[略]	
D ₇	[略] <u>21,001円</u> から <u>46,200円</u> まで	[略]	
D ₈	[略] <u>46,201円</u> から <u>60,000円</u> まで	[略]	
D ₉	[略] <u>60,001円</u> から <u>78,000円</u>	[略]	

	まで
D ₁₀	156,001円か ら198,000円 まで
D ₁₁	198,001円か ら287,500円 まで
D ₁₂	287,501円か ら397,000円 まで
D ₁₃	397,001円か ら929,400円 まで
D ₁₄	929,401円か ら1,500,000 円まで
D ₁₅	1,500,001円 から 1,650,000円 まで
D ₁₆	1,650,001円 から 2,260,000円 まで
D ₁₇	2,260,001円 から 3,000,000円 まで
D ₁₈	3,000,001円 から 3,960,000円 まで
D ₁₉	3,960,001円 以上

備考1 [略]

- 2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得
税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、経済社
会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び
法人税の負担軽減措置に関する法律及び災害被害
者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の

	まで
D ₁₀	78,001円から 100,500円ま で
D ₁₁	100,501円か ら190,000円 まで
D ₁₂	190,001円か ら299,500円 まで
D ₁₃	299,501円か ら831,900円 まで
D ₁₄	831,901円か ら1,467,000 円まで
D ₁₅	1,467,001円 から 1,632,000円 まで
D ₁₆	1,632,001円 から 2,302,900円 まで
D ₁₇	2,302,901円 から 3,117,000円 まで
D ₁₈	3,117,001円 から 4,173,000円 まで
D ₁₉	4,173,001円 以上

備考1 [略]

- 2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得
税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害
被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法
律の規定によって計算された所得税の額をいう。た
だし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、

規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) [略]
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
 - (3) [略]
- 3～6 [略]

別表第3 (第23条関係)

徴収額 (20歳以上の被措置者)

対象収入額による階層区分		肢体不自由児療護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入院させる指定医療機関及び重症心身障害児施設	
階層区分	定義	徴収額 (月額)	
1	生活保護法による被保護者 (単給を含む。)		
[略]			
[略]			

適用しないものとする。

- (1) [略]
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項
 - (3) [略]
- 3～6 [略]

別表第3 (第23条関係)

徴収額 (20歳以上の被措置者)

対象収入額による階層区分		肢体不自由児療護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入院させる指定医療機関及び重症心身障害児施設	
階層区分	定義	徴収額 (月額)	
1	生活保護法による被保護者 (単給を含む。) <u>及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者</u>		
[略]			
[略]			

2 別表第4 (第24条関係)

自己負担限度額

監護児童等の属する世帯の生計中心者の階層区分		自己負担限度額 (円)	
階層区分	定義	入院	外来
0	生活保護法による保護を受けている場合	[略]	

別表第4 (第24条関係)

自己負担限度額

監護児童等の属する世帯の生計中心者の階層区分		自己負担限度額 (円)	
階層区分	定義	入院	外来
0	生活保護法による保護を受けている場合 <u>及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国</u>	[略]	

					後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合
[略]			[略]		
C	[略]	10,000円以下	[略]	C	[略]
D		10,001円から30,000円まで		D	[略]
E		30,001円から80,000円まで		E	[略]
F		80,001円から140,000円まで		F	[略]
G		140,001円以上		G	[略]
備考1 [略]			備考1 [略]		
<p>2 この表のCからGまでの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、<u>経済社会の変化等</u>に対応して早急に講ずべき<u>所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律</u>及び災害被害者に対する租税の減免、徴収の猶予等に関する法律によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>			<p>2 この表のCからGまでの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収の猶予等に関する法律によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び附則第4項の規定は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則（表1の項の改正部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）による改正後の児童福祉法施行細則別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に開始される児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項及び第23条第1項本文並びに第27条第1項第3号及び同条第2項に規定する措置（以下この項において「措置」という。）並びにこの規則の施行の際現に行われている措置のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該措置のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した措置に係る徴収額については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の児童福祉法施行細則別表第2の規定は、施行日以後に開始される法第20条第1項に規定する療養の給付（以下この項において「給付」という。）及びこの規則の施行の際現に行われている給付のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該給付のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した給付に係る徴収額については、なお従前の例による。

4 この規則（表2の項の改正部分に限る。以下この項において同じ。）による改正後の児童福祉法施行細則別表第4の規定は、平成20年8月1日以後に開始される法第21条の5に規定する医療の給付等（以下この項において「給付等」という。）及びこの規則の施行の際現に行われている給付等のうち平成20年8月1日以後の期間に対応する分に係る自己負担限度額について適用し、当該給付等のうち平成20年8月1日前の期間に対応する分及び平成20年8月1日前に終了した給付等に係る自己負担限度額については、なお従前の例による。